

広島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

平成二十五年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十五年四月二十五日提出の「よしはら文雄後援会」の平成二十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
よしはら文雄後援会	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 1,000,000 円 1,000,000 円 支出総額 697,833 円 翌年への繰越額 302,167 円 収入の内訳 1,000,000 円 寄附 1,000,000 円 寄附（政党匿名寄附を除く） 1,000,000 円 個人からの寄附 1,000,000 円 1,000,000 円 個人からの寄附 1,000,000 円 吉原 文雄 廿日市市 1,000,000 円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 1,300,000 円 1,300,000 円 支出総額 797,833 円 翌年への繰越額 502,167 円 収入の内訳 1,300,000 円 寄附 1,300,000 円 寄附（政党匿名寄附を除く） 1,300,000 円 個人からの寄附 1,300,000 円 1,300,000 円 個人からの寄附 1,300,000 円 1,300,000 円 個人からの寄附 1,300,000 円 吉原 文雄 廿日市市 1,200,000 円 大石 智之 廿日市市 100,000 円	平成二十六年 三月十八日
	支出の内訳 政治活動費 697,833 円 614,985 円	支出の内訳 政治活動費 797,833 円 714,985 円 その他の経費 100,000 円	